

総務委員会報告資料

令和7年11月10日

報告事項件名	頁
1 少額随意契約基準額の改正に伴う主管課契約上限額等の変更について	2
2 「入札・契約に関する不正行為等の有無等に関するアンケート」 の実施結果について	9

(総 務 部)

総務委員会報告資料

令和7年11月10日

件名	少額随意契約基準額の改正に伴う主管課契約上限額等の変更について																									
所管部課名	総務部 契約課 学校運営部 学校支援課 学校施設管理課 子ども家庭部 保育・入園課																									
内容	令和7年4月から、地方自治法施行令が改正され、昨今の物価高騰への対応と契約事務の効率化を図るため、少額随意契約の基準額が引き上げられた。 これに伴い、足立区契約事務規則（昭和39年4月1日規則第5号）を一部改正し、足立区の主管課契約の上限額等を変更したため、報告する。 1 少額随意契約とは 区の契約は、原則、競争入札によるが、少額の契約は、複数の事業者から見積書を徴取し、最も安価な見積事業者と契約することができる。 2 主な改正内容（詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり） （1）主管課契約の上限額（第3条第2項、契約権限の委任） ア 区長部局等の長 『① 工事に係る契約』は法令基準額とする。 『② 物品の修繕契約』～『④ 印刷製本、委託及び賃貸借契約』は、事業者や区職員が、契約の種類によって金額の認識を誤ることを防ぐため、一律とする。 金額については、法令基準額の範囲内（80～150万円）で一律とすることが可能な80万円未満とする。 <table><tr><th>契約の種類</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>① 工事に係る契約</td><td>130万円未満</td><td>200万円未満</td></tr><tr><td>② 物品の修繕契約</td><td>50万円未満</td><td rowspan="3">80万円未満</td></tr><tr><td>③ 物品の買入契約</td><td rowspan="2">30万円未満</td></tr><tr><td>④ 印刷製本、委託及び賃貸借契約</td></tr></table> イ 小中学校長 学校事務の配置数による事務処理能力等を勘案し、区長部局の委任額の60%を目安として設定する。 <table><tr><th>契約の種類</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>① 工事に係る契約</td><td>100万円未満</td><td>120万円未満</td></tr><tr><td>② 物品の修繕契約</td><td rowspan="3">30万円未満</td><td rowspan="3">50万円未満</td></tr><tr><td>③ 物品の買入契約</td></tr><tr><td>④ 印刷製本、委託及び賃貸借契約</td></tr></table>			契約の種類	改正前	改正後	① 工事に係る契約	130万円未満	200万円未満	② 物品の修繕契約	50万円未満	80万円未満	③ 物品の買入契約	30万円未満	④ 印刷製本、委託及び賃貸借契約	契約の種類	改正前	改正後	① 工事に係る契約	100万円未満	120万円未満	② 物品の修繕契約	30万円未満	50万円未満	③ 物品の買入契約	④ 印刷製本、委託及び賃貸借契約
契約の種類	改正前	改正後																								
① 工事に係る契約	130万円未満	200万円未満																								
② 物品の修繕契約	50万円未満	80万円未満																								
③ 物品の買入契約	30万円未満																									
④ 印刷製本、委託及び賃貸借契約																										
契約の種類	改正前	改正後																								
① 工事に係る契約	100万円未満	120万円未満																								
② 物品の修繕契約	30万円未満	50万円未満																								
③ 物品の買入契約																										
④ 印刷製本、委託及び賃貸借契約																										

ウ 認定こども園長

現在は、園で契約事務を行っていないため、規定を削除する。

契約の種類	改正前	改正後
① 工事に係る契約	30万円未満	削除
② 物品の買入・修繕、 車両等の供給契約	10万円未満	削除

(2) 少額随意契約の基準額（第39条）

随意契約によりことができる予定価格の額は、地方自治法施行令の基準額と同額とする。

契約の種類	改正前	改正後
① 工事又は製造の請負	130万円	200万円
② 財産の買入れ	80万円	150万円
③ 物件の借入れ	40万円	80万円
④ 財産の売払い	30万円	50万円
⑤ 物件の貸付け	30万円	30万円 (変更なし)
⑥ ①から⑤以外のもの	50万円	100万円

(3) 契約書作成の省略（第44条）

契約書の作成を省略し、契約書に準じた請書等により随意契約ができるものについても、地方自治法施行令の基準額にあわせて引き上げる。

契約の種類	改正前	改正後
① 物品の買入・修繕契約	80万円未満	150万円未満
② 工事請負契約	130万円未満	200万円未満
③ 委託、役務提供等の 契約	50万円未満	100万円未満

3 施行年月日

令和8年1月1日

4 今後の方針

改正後の規定を適用するにあたり、事業者及び区職員に混乱が生じないように、丁寧に改正内容の周知を図っていく。

足立区契約事務規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後										
○足立区契約事務規則 昭和39年4月1日規則第5号 目次 省略 第1条 省略 (用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 省略 (2) 課長 足立区会計事務規則（昭和39年足立区規則第4号）第2条第4号に規定する課長をいう。 (3)～(9) 省略 (契約事務の専決、代決及び委任) 第3条 省略 2 次の表の左欄に掲げる契約（金額は、1件の予定価格とする。）の事務処理する権限は、同表右欄に掲げる者に委任する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>委任事項</th><th>受任者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で<u>130万円未満</u>のもの（特別な技術を要するものは、この限りではない。）</td><td rowspan="2">部長・局長</td></tr> <tr> <td>2～5 省略</td></tr> </tbody> </table>	委任事項	受任者	1 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で <u>130万円未満</u> のもの（特別な技術を要するものは、この限りではない。）	部長・局長	2～5 省略	○足立区契約事務規則 昭和39年4月1日規則第5号 目次 省略 第1条 省略 (用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 省略 (2) 課長 足立区会計事務規則（昭和39年足立区規則第4号）第2条第4号に規定する課長（<u>区立認定こども園長を除く。</u>）をいう。 (3)～(9) 省略 (契約事務の専決、代決及び委任) 第3条 省略 2 次の表の左欄に掲げる契約（金額は、1件の予定価格とする。）の事務処理する権限は、同表右欄に掲げる者に委任する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>委任事項</th><th>受任者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で<u>200万円未満</u>のもの（特別な技術を要するものは、この限りではない。）</td><td rowspan="2">部長・局長</td></tr> <tr> <td>2～5 省略</td></tr> </tbody> </table>	委任事項	受任者	1 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で <u>200万円未満</u> のもの（特別な技術を要するものは、この限りではない。）	部長・局長	2～5 省略
委任事項	受任者										
1 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で <u>130万円未満</u> のもの（特別な技術を要するものは、この限りではない。）	部長・局長										
2～5 省略											
委任事項	受任者										
1 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で <u>200万円未満</u> のもの（特別な技術を要するものは、この限りではない。）	部長・局長										
2～5 省略											

改正前			改正後		
6～7	省略	省略	6～7	省略	省略
8	省略	課長	8	省略	課長
9	物品の修繕に係る契約で <u>50万円未満</u> のもの		9	物品の修繕に係る契約で <u>80万円未満</u> のもの	
10～11	省略		10～11	省略	
12	遠隔地の区施設で現地の業者と締結する <u>30万円未満</u> の物品の買入契約		12	遠隔地の区施設で現地の業者と締結する <u>80万円未満</u> の物品の買入契約	
13	<u>30万円未満</u> の物品の買入契約（年度契約（特命随意契約を除く。）及び単価契約を除く。）		13	<u>80万円未満</u> の物品の買入契約（年度契約（特命随意契約を除く。）及び単価契約を除く。）	
14	<u>30万円未満</u> の <u>印刷製本・委託及び賃貸借契約</u> （年度契約（特命随意契約を除く。）及び単価契約を除く。）		14	<u>80万円未満</u> の <u>印刷製本、委託及び賃貸借契約</u> （年度契約（特命随意契約を除く。）及び単価契約を除く。）	
15	省略		15	省略	
16～17	省略	省略	16～17	省略	省略
18	区立学校の所掌に係る事項に関する契約のうち次に掲げるもの ア <u>30万円未満</u> の <u>備品の買入及び印刷製本契約</u> イ 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で <u>100万円未満</u> のもの（特別な技術を要するものは、この限りでない。） ウ <u>30万円未満</u> の物品の <u>買入・修繕及び車両等の供給契約</u>	区立小中学校長	18	区立学校の所掌に係る事項に関する契約のうち次に掲げるもの ア <u>50万円未満</u> の _____ <u>印刷製本、委託及び賃貸借契約</u> （年度契約（特命随意契約を除く。）及び単価契約を除く。） イ 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で <u>120万円未満</u> のもの（特別な技術を要するものは、この限りでない。） ウ <u>50万円未満</u> の物品の <u>買入及び修繕に係る契約</u> （年度契約（特命随意契約を除く。）及び単価契約を除く。）	区立小中学校長

改正前			改正後		
	エ 省略			エ 省略	
	19 区立認定こども園の所掌に係る事項に関する 契約のうち次に掲げるもの ア 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。 ）に係る契約（単価契約を除く。）で30万円 未満のもの（特別な技術を要するものは、こ の限りでない。） イ 10万円未満の物品の買入・修繕及び車両等 の供給契約	区立認定こども 園長		(削除)	(削除)
第3条の2～第5条 省略			第3条の2～第5条 省略		
(証明書の提出)			(証明書の提出)		
第6条 一般競争入札をしようとする者には、開札前に、次の証明書又は 宣誓書を提出させなければならない。			第6条 一般競争入札をしようとする者には、開札前に、次の証明書又は 宣誓書を提出させなければならない。		
(1) 省略			(1) 省略		
(2) 工事に <u>あつては</u> 、入札者の見積る契約金額が <u>130万円以上</u> の場合 においては、前号のほか、前条第1項第2号に関する当該官公署、公 団、会社等の法人の証明書			(2) 工事に <u>あつては</u> 、入札者の見積る契約金額が <u>200万円以上</u> の場合 においては、前号のほか、前条第1項第2号に関する当該官公署、公 団、会社等の法人の証明書		
2 省略			2 省略		
第7条～第26条 省略			第7条～第26条 省略		
(最低価格の入札者を落札者とししない場合)			(最低価格の入札者を落札者とししない場合)		
第27条 政令第167条の10第1項並びに第167条の10の2第1項及び第2項 の規定に基づき落札者を決定することができる契約は、予定価格が <u>130 万円以上</u> の工事、製造その他の請負に関する契約とする。			第27条 政令第167条の10第1項並びに第167条の10の2第1項及び第2項 の規定に基づき落札者を決定することができる契約は、予定価格が <u>200 万円以上</u> の工事、製造その他の請負に関する契約とする。		

改正前	改正後
2 省略 第28条 省略 (最低制限価格を設けてする落札者の決定) 第29条 政令第167条の10第2項の規定に基づき落札者を決定することができる契約は、予定価格が<u>130万円以上</u>の工事、製造その他の請負に関する契約とする。 第30条～第38条 省略 (随意契約によりことができる場合の予定価格の額) 第39条 政令第167条の2第1項第1号の規則で定める予定価格の額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>130万円</u> (2) 財産の買入れ <u>80万円</u> (3) 物件の借入れ <u>40万円</u> (4) 財産の売払い <u>30万円</u> (5) 物件の貸付け 30万円 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>50万円</u> 2 省略 第39条の2～第43条 省略 (契約書等作成の省略) 第44条 次に掲げる場合においては、契約書等の作成を省略することができる。	2 省略 第28条 省略 (最低制限価格を設けてする落札者の決定) 第29条 政令第167条の10第2項の規定に基づき落札者を決定することができる契約は、予定価格が<u>200万円以上</u>の工事、製造その他の請負に関する契約とする。 第30条～第38条 省略 (随意契約によりことができる場合の予定価格の額) 第39条 政令第167条の2第1項第1号の規則で定める予定価格の額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>200万円</u> (2) 財産の買入れ <u>150万円</u> (3) 物件の借入れ <u>80万円</u> (4) 財産の売払い <u>50万円</u> (5) 物件の貸付け 30万円 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u> 2 省略 第39条の2～第43条 省略 (契約書等作成の省略) 第44条 次に掲げる場合においては、契約書等の作成を省略することができる。

改正前	改正後																
(1) 随意契約により、<u>80万円未満</u>の物品の買入れ若しくは修繕、<u>130万円未満</u>の工事又は<u>50万円未満</u>の委託若しくは役務提供等の契約をするとき。 (2)～(5) 省略 第45条～第73条 省略 (契約締結の請求) 第74条 次の表の左欄に掲げる者（以下「請求者」という。）は、その所管する事業の執行に関し、同表右欄に掲げる範囲の契約の締結が必要であるときは、所定の様式でこれを契約担当者に請求しなければならない。 <table> <tr> <th>請求者</th><th>契約の範囲</th></tr> <tr> <td>課長（<u>区立学校長及び区立認定こども園長</u>を除く。）</td><td>工事、製造に係る契約又は物品の売買、修繕及び車両等の供給その他の契約</td></tr> <tr> <td>区立小中学校長</td><td>1 件<u>30万円未満</u>の備品の買入及び印刷製本契約、1 件<u>100万円未満</u>の工事及び1 件<u>30万円未満</u>の物品の買入、<u>修繕その他の契約</u>又は1 件5,000円未満の不用品売却契約</td></tr> <tr> <td><u>区立認定こども園長</u></td><td>1 件30万円未満の工事及び1 件10万円未満の物品の買入、<u>修繕その他の契約</u></td></tr> </table> 第75条～第83条 省略	請求者	契約の範囲	課長（ <u>区立学校長及び区立認定こども園長</u> を除く。）	工事、製造に係る契約又は物品の売買、修繕及び車両等の供給その他の契約	区立小中学校長	1 件 <u>30万円未満</u> の備品の買入及び印刷製本契約、1 件 <u>100万円未満</u> の工事及び1 件 <u>30万円未満</u> の物品の買入、 <u>修繕その他の契約</u> 又は1 件5,000円未満の不用品売却契約	<u>区立認定こども園長</u>	1 件30万円未満の工事及び1 件10万円未満の物品の買入、 <u>修繕その他の契約</u>	(1) 随意契約により、<u>150万円未満</u>の物品の買入れ若しくは修繕、<u>200万円未満</u>の工事又は<u>100万円未満</u>の委託若しくは役務提供等の契約をするとき。 (2)～(5) 省略 第45条～第73条 省略 (契約締結の請求) 第74条 次の表の左欄に掲げる者（以下「請求者」という。）は、その所管する事業の執行に関し、同表右欄に掲げる範囲の契約の締結が必要であるときは、所定の様式でこれを契約担当者に請求しなければならない。 <table> <tr> <th>請求者</th><th>契約の範囲</th></tr> <tr> <td>課長（<u>区立小中学校長</u>を 除く。）</td><td>工事、製造に係る契約又は物品の売買、修繕及び車両等の供給その他の契約</td></tr> <tr> <td>区立小中学校長</td><td>1 件<u>50万円未満</u>の印刷製本、委託及び賃貸借契約、1 件<u>120万円未満</u>の工事及び1 件<u>50万円未満</u>の物品の買入及び修繕に係る契約又は1 件5,000円未満の不用品売却契約</td></tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr> </table> 第75条～第83条 省略 <u>付 則（令和7年10月23日規則第86号）</u> <u>この規則は、令和8年1月1日から施行する。</u>	請求者	契約の範囲	課長（ <u>区立小中学校長</u> を 除く。）	工事、製造に係る契約又は物品の売買、修繕及び車両等の供給その他の契約	区立小中学校長	1 件 <u>50万円未満</u> の印刷製本、委託及び賃貸借契約、1 件 <u>120万円未満</u> の工事及び1 件 <u>50万円未満</u> の物品の買入及び修繕に係る契約又は1 件5,000円未満の不用品売却契約	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
請求者	契約の範囲																
課長（ <u>区立学校長及び区立認定こども園長</u> を除く。）	工事、製造に係る契約又は物品の売買、修繕及び車両等の供給その他の契約																
区立小中学校長	1 件 <u>30万円未満</u> の備品の買入及び印刷製本契約、1 件 <u>100万円未満</u> の工事及び1 件 <u>30万円未満</u> の物品の買入、 <u>修繕その他の契約</u> 又は1 件5,000円未満の不用品売却契約																
<u>区立認定こども園長</u>	1 件30万円未満の工事及び1 件10万円未満の物品の買入、 <u>修繕その他の契約</u>																
請求者	契約の範囲																
課長（ <u>区立小中学校長</u> を 除く。）	工事、製造に係る契約又は物品の売買、修繕及び車両等の供給その他の契約																
区立小中学校長	1 件 <u>50万円未満</u> の印刷製本、委託及び賃貸借契約、1 件 <u>120万円未満</u> の工事及び1 件 <u>50万円未満</u> の物品の買入及び修繕に係る契約又は1 件5,000円未満の不用品売却契約																
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																

総務委員会報告資料

令和7年11月10日

件名	「入札・契約に関する不正行為等の有無等に関するアンケート」の実施結果について
所管部課名	ガバナンス担当部 コンプライアンス推進担当課
内容	1 アンケートの目的 (1) 区の入札・契約を取りまく状況を把握するとともに、管理職において、入札・契約のルール、利害関係者等との接触、内部公益通報等について、具体的な認知度を確認するため、令和5、6年度に引続き管理職を対象にアンケートによる実態把握を行った。 (2) 前回からの変更点 ア 利害関係者等から受けた行為の設問の選択肢に「接待、会食又は金品の提供等若しくはそれらの誘い」の項目を追加した。 イ 「利害関係者等との接触に関する指針」「足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱」の具体的な対応の認知度等を確認する項目を追加した。 2 アンケート調査概要 (1) 調査対象：公社派遣等を除く部長級・課長級職員 132名 (2) 調査方式：無記名式アンケート方式 (3) 調査期間：令和7年9月11日～10月10日 (4) 回答数：122名（回答率 92.4%、昨年度94.1%） (5) 回答対象期間：令和4年4月以降の約3年間 3 アンケート調査の主な結果（詳細は別添） (1) 入札・契約のルール等に関する知識について、正しく回答できた者は70%であった一方、違法行為や妥当とはいえない行為を正答とした者などもいた。【問3-1】 (2) 議員から予定価格などの入札・契約に関する秘密情報の提供を依頼されたことがある者が2名、特定の事業者を入札で指名するように、又は指名しないように求められた者が1名、これら以外の入札・契約に関する特定要求又は不当要求に該当する可能性がある要求を受けた者が7名いた。【問4-1】 (3) 事業者又は業界団体から、入札・契約に関する秘密情報の提供を依頼されたことがある者が1名、特定の事業者を入札で指名するように、又は指名しないように求められたこと者が1名、これら以外の入札・契約に関する特定要求又は不当要求に該当する可能性がある要求を受けた者が3名、接待、会食又は金品の提供等若しくはそれらの誘いを受けた者が3名いた。【問5-1】

(4) 「利害関係者等との接触に関する指針」において、利害関係者と会食をともにするときに必要な上司の承認は原則事前に書面にて得ることを知らなかった者が51名(42%)、利害関係者等から贈答品が贈られた職員は、直ちに上司に当該贈答品を持参するとともに届け出ることを知らなかった者が24名(20%)いた。【問6-2】【問6-3】

(5) 主な自由意見

ア 入札・契約制度では、入札参加要件や地域要件を緩和し、指名競争入札を公募型指名競争入札に切り替えることで、競争性を回復させ、入札不調を減らす改善をすべき。

イ どのような契約をどのように分けたら、分割発注となるのか。参考事例は確認したが、事例にない場合もあり、事後的な指摘事項の共有より先に該当の疑いがある事例を示すべき。

ウ 今後も継続的に公務員倫理、入札・契約制度等の研修をすべき。

4 アンケートの結果を受けた今後の対応

(1) 入札・契約に関する法的知識の充実

昨年度から管理・監督者及び契約等担当者を対象に3年ローテーションにより「入札犯罪の構造と法規制の概要」の動画視聴研修を実施している。今年度も該当職員に対して研修を行うとともに、区全体として、入札・契約に関する法的知識の向上を図っていく。

(2) 利害関係者等との接触方法等の周知

本アンケートの結果では、事業者等から接待、会食又は金品の提供等若しくはそれらの誘いを受けたことがある者が3名いた。令和元年度に区職員が収賄罪で有罪判決を受けた事件から5年以上が経過し、当時の記憶や認識が薄まっていることも考えられる。また、「利害関係者等との接触に関する指針」の具体的な対応についての認知度が不十分であったので、同指針についての制度の具体的内容について、改めて、分かり易く周知していく。

(3) 事件等の背景となっていると考えられる事項の見直し

指名業者間で連絡を取っているメールが間違えて区に届いた旨の回答があり、入札における競争環境に問題が感じられる。また、議員や事業者から入札で指名するようにとの要求も回答されており、公募型指名競争入札の拡大など、引続き入札制度の改革を進める必要性がある。